

注 記

1. 重要な会計方針

- (1) 会社の基準 社会福祉法人会計基準に準拠している。
- (2) 減価償却の方法 定額法
- (3) 退職給与引当金の計上基準 職員の退職金の支給に備えるため、就業規則により
社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会で
定める 標準俸給月額1000分の38の額を、退職給与
引当金とし計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 基本財産の増加 該当なし

4. 基本金及び国庫補助金等特別積立金の取り崩し 該当なし

5. 担保に供されている資産の種類及び金額

基本財産建物 488,175,649 円

基本財産土地 25,361,750 円

担保にしている債務の種類及び金額

長期設備資金借入金 9,000,000 円

6. 重要な後発生事象 該当なし